

令和7年度 浦安市立日の出中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、生徒の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の生徒の問題ではなく、どの学級、どの生徒にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、生徒をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、生徒自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となって、豊かな心を持ち、自立できる子どもたちを育てていく。

(2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② 子どもたちのサインを見逃さず、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に学校全体で取組むとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携を図り、適切な対応を図る。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本施策

①学校におけるいじめの防止

ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図る。
- ・生徒に対して、全校集会や学級活動などで校長や教員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実や、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していく力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

ウ 自己有用感や自己肯定感を育む

- ・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取れる機会を充実し、生徒の自己有用感を高める。また、自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。（班会議、幸せの手紙交換、ありがとうキャンペーンなど）

エ 生徒自らがいじめについて学び、取組む

- ・生徒自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。（生徒会によるキャンペーンや相談箱の設置など）

②いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察

- ・休み時間や放課後の雑談の中などで、生徒の様子に目を配る。
- ・教職員と児童生徒の間で日常行われている会話等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・班長会などの活性化を図り、生徒からの情報収集に努める。
- ・長期休業明けは、特に人間関係の変化に注意する。

イ 教育相談の充実

- ・教育相談週間の設定により、悩みを聞く機会を設ける。

ウ 相談窓口の周知

- ・保健室やスクールカウンセラー、スクールライフカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。

エ アンケートによる調査

- ・いじめに関するアンケート調査を学期に2回実施して、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況を把握する。

(3) 組織

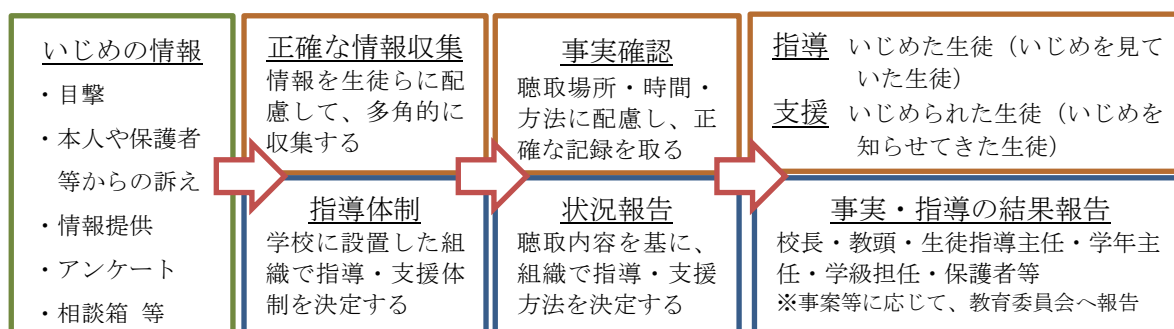
いじめの防止等を実効的に行うため、「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年生徒指導担当（学年主任、学級担任）、養護教諭、スクールライフカウンセラー ※必要に応じて関係職員を追加

①組織の役割

- ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- イ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- エ いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- オ いじめによる重大事態に係る事実関係の調査を行う組織となる。

②組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取組を評価する。

- (1) いじめを生まない豊かな人間関係づくりのための取組に関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等に関すること。